

情報公開をめぐる市民討論会記録（その3）

—その概要と早期立法化に向けての戦略—

3月23日の市民討論会記録 平成維新神奈川 大田山 中易

質疑応答および意見交換（1）

「政令」を決めるプロセスは？

【Q1】要綱案の中で「政令」という言葉が数回出ており、実際に情報公開法を利用する際にはその手続きなどは政令で定められると考えられるが、この政令を決めるプロセスはどのようにになっているのか。

【枝野氏】政令はほとんど行政を作るが、情報公開法の場合には原案を総務庁が作り、事務次官会議で了承されて閣議で決定されればもうそれで政令になってしまふので国会は関与しない。ただ、私は今回の場合についてはさほど心配をしていない。なぜなら、今回法律を新たに作るので、それと同時に最初に作られる政令についても、国会の法案審議の際にどのような政令を作るつもりなのか行政側の言質をとることができると考えているからである。先ほど奥津さんが紹介しておられたコンピュータ情報などが「その他政令で定めるもの」に含まれるのかどうかも、国会審議の過程で当然議論の対象となり、その結果「含める」とすることができるだろう。公開を請求する際の費用についても高すぎるということのないように、国会審議の過程で枠をはめることができるだろう。

役所の24時間サービスはできないか？

【Q2】情報公開法が制定されたとしても実際に利用しやすいように運営してもらうことが重要だ。自治体の場合、情報公開条例に基づいて実際に私たちが情報を得ようとしても情報公開窓口は平日の9時から5時までしか開いていないことが多い。これでは働いている主権者は事実上権利行使の途を閉ざされていることになる。役所が365日、24時間サービス提供をするべきではないだろうか。

【枝野氏】この問題は極端にデフォルメして言うと労働組合などとの関係で非常にややこしいテーマであり、客観的に申し上げると公務員の24時間365日体制のサービスを実現することは現状の政治勢力では難しいだろう。

情報を隠した公務員への罰則規定は？

【Q3】要綱案で不服審査会が設けられているが、不服申立が認められた場合でも、当該案件について当初情報を非公開にした官僚に対する罰則規定は設けられていないようだ。東京都でも情報公開を請求した際に文書不存在と言われたにもかかわらず、別のルートで調べると資料が存在したことがあり、情報を隠していたと思われる。このような場合になんとか公務員を処罰できるような規定を設けられないのだろうか。

【奥津氏】不服申立がされた場合に、不服審査会はあくまで諮詢機関なので、審査の結果次第で「情報を公開せよ」という答申をすることになる。この答申には拘束力がないので、役人が無視することもある

きる。しかし、自治体の情報公開の実績を見ていると、ほぼ100%、不服審査会の答申に従って情報が公開されているので、国の場合もさほど心配しなくてもいいのではないか。また、不服審査会の答申に官僚が従わない場合は、政治問題としてとりあげて世論が追及していけばいいのではないか。また、そもそも文書不存在とされてしまった場合には、不服審査会には調査権限まで与えられていない。そこで一つの提案として、情報公開オブズマンのような仕組みを作つて、調査する権限をどこかに与えることが必要ではないか。

例えば逗子市には情報公開オブズマンが設けられていて、職員の机の引き出しまで開けて調べる権限をもっていて勧告を出せる仕組みがある。このような仕組みがあれば行政サイドの「文書不存在」という回答にも対応できるだろう。

【枝野氏】嘘について情報を隠すなどの行為をした役人の処分に関しては大切な問題だが、官僚の処分は日本の官僚システム全体に関わる一大テーマである。現状では官僚を懲戒免職にすることさえ簡単にはできない。必要な問題だが時間がかかる。逆にこの官僚の人事システムを改善していくためには、情報公開によってどんどん行政や官僚のおかしいところを洗い出した上で、それにも関わらず懲戒免職や処罰ができないのはおかしいといったように世論を盛り上げていくことが必要だと考えている。

監査事務局・会計検査院の情報公開は？

【Q4】自治体の監査事務局については情報公開の監査の対象となるのか、また、情報公開法で会計検査院も情報公開の対象となるのか。

【奥津氏】自治体の監査事務局の情報については記録が残っていれば情報は公開される。つまり関係部署から提出させた資料が残っていれば問題なく情報公開の対象となる。問題となるのは監査記録についてである。監査をする場合、通常、合議や事情聴取ということを行う。例えば川崎市で岡本太郎美術館建設に絡んで監査事務局に対して情報公開請求がされたのだが、川崎市は事情聴取等の記録について一切の資料不存在ということで逃げている。

会計検査院に対しては、この要綱案でも対象とされている。しかし、内部で行われている合議や協議が行われた時にその記録が残っているのかあるいは出せるのかということは自治体の場合と同様、問題として残っている。また、検査が終了してそれなりの結論が出ていれば公開しやすいと思う。しかし、会計検査院が「会計検査の資料を出すと信頼関係を損なったり、今後の会計検査がやりづらくなる」といった理由で非公開にしてくるかもしれない。会計検査院は憲法上、行政から独立した機関として設置されているため不服審査会も独自に置かざるをえないの、制度がスタートしてみなければどうなるか分からない部分がある。